

泉南阪南共立火葬場指定管理者募集要項

令和5年8月

泉南市

泉南阪南共立火葬場指定管理者募集要項

令和5年8月

泉南市

【目次】

1	指定管理者募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者の業務の範囲	1
4	自由提案	2
5	指定管理者の指定予定期間	2
6	応募資格	3
7	失格事項	3
8	施設の管理運営	4
9	指定管理料	8
10	選定のスケジュール	9
11	提出を要する書類	9
12	書類の提出方法	11
13	参加表明の受付	12
14	質問の受付と回答等	13
15	選定の方法と結果の公表	13
16	指定の手続き	13
17	協定の締結	14
18	協定の取り消し等	15
19	次期指定管理者への業務の引継ぎ	15
20	損害賠償保険への加入	15
21	審査基準	15

1. 指定管理者募集の目的

泉南阪南共立火葬場（以下「火葬場」という）は、火葬を目的に整備された施設です。

火葬場は平成 31 年 4 月に供用開始しており、管理運営体制について、より市民ニーズに対応したサービス水準を向上させ、より柔軟な火葬場の管理運営を進めていくために、指定管理者制度により管理運営主体を募ることとしました。

2. 施設の概要

(1) 施設

- ・名称：泉南阪南共立火葬場
- ・所在地：泉南市信達市場 2464 番 26
- ・建物概要：構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）耐火建築物
敷地面積：7,915.67 m²
建築面積：2,190.91 m²
延床面積：2,668.59 m²
主要設備：火葬炉（人体炉 5 基、動物炉 1 基）
主要施設：エントランス棟、火葬棟、多目的棟、拾骨棟、待合棟
駐車場（マイクロバス用 4 台、障がい者用 2 台
来場者用 30 台）

(2) 根拠条例

泉南阪南共立火葬場条例（平成 30 年 3 月 27 日条例第 4 号。以下「条例」という。）

(3) その他

施設図面は（資料 1）火葬場 1F 2F 図面
（資料 2）火葬場配置図面 のとおり

3. 指定管理者の業務の範囲

具体的な業務内容については、【泉南阪南共立火葬場指定管理者管理業務仕様書】・【泉南阪南共立火葬場施設設備維持管理業務特記仕様書】を参照してください。

また、業務の全部又は主要な業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。業務の一部を委託する場合、事前に委託内容又は請負先については、泉南市（以下「市」という。）の承諾を得ていただくことになります。この場合に生じる費用の負担、再委託業務の際に第三者に生じた損害への賠償等は、指定管理者の負担とします。また、委託の内容に変更が生じる場合は、事前に市の承諾を得ていただくことになります。

(1) 火葬の執行に関する業務

- ①火葬設備運転管理業務
- ②火葬運営業務（人体及び胞衣汚物、並びに死獣の火葬（合同及び個別）を含む）
- ③残骨灰、集じん灰処理業務

- ④火葬簿等作成業務
- ⑤証明書等発行業務
- (2) 火葬場の施設の使用許可に関する業務
 - ①火葬場使用許可業務（使用の制限を含む）
 - ②受付対応業務（夜間の予約受付対応業務を含む）
 - ③使用料等徴収業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ①建物及び施設保守管理業務
 - ②清掃及び衛生管理業務
 - ③植栽、外構管理業務
 - ④備品管理及び消耗品補充業務
- (4) その他火葬場の運営に関する業務
 - ①火葬場経営マネジメント業務
 - ②火葬場の警備業務
 - ③業務日誌、月報の作成及び報告業務
 - ④利用者調査業務
 - ⑤引継業務（次期指定管理者への引継）
 - ⑥愛玩動物の火葬場への運搬（泉南市及び阪南市に住所を有する所有者のみ対象）

4. 自由提案

自由提案は、基本的な施設の維持管理や運営を超えて、利用者視点に立った利便性の向上を図ることを目的に応募者から提案をいただくもので、候補者選定の重要な審査対象項目です。

自由提案を検討するにあたっては、業務仕様書及び特記仕様書で示された事項を除き、民間の同様の施設では行われているのに公共の施設では行われていないサービス（たとえば、多目的室の運用方法〔多目的室：告別式・通夜式としての利用が可能〕及び利用を促すPR、自動販売機の設置、SDGs（持続可能な開発目標）を意識した施設の管理運営など）など、利用者の視点で提案してください。これについては、「様式13号 自由提案について」に記載の上、提案してください。

なお、最終的に自由提案を採用するかどうかは、市と応募者（提案者）の協議の上で、協定書締結までに決定するものとします。

また、自由提案における経費は、指定管理者の負担とし、自由提案によって得た収入は、指定管理者の収入としますので、収支計画書の「その他の収入見込み」欄に見込み額を記載してください。（条例に定める使用料については、除く）

5. 指定管理者の指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

ただし、市長が管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者への損害に対し、市は賠償致しません。また、取消しに伴う市の損害について、指定管理者に対し、違約金を徴収するとともに損害賠償を請求することがあります。

6. 応募資格

(1) 資格要件 法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、以下の要件を満たす団体とします。

ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、泉南市の入札に参加できない民間企業等でないこと

イ) 国税及び地方税を滞納していないこと

ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされていないこと

エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと

オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及び泉南市暴力団等排除措置要綱別表の措置要件並びに阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱別表の措置要件に該当する者でないこと。

カ) 施設の管理運営に必要な資格を有していること（防火管理者・危険物取扱者等）

キ) 本火葬場と同規模、もしくはそれ以上の斎場（火葬場）を、管理運営した実績が2件以上あること

ク) 参加表明受付開始日から過去3年以内に、地方自治体から指定管理の取消処分あるいは、帰責事由による契約解除を受けていないこと

(2) 応募者の形態 2つ以上の法人等が共同事業体を構成して応募する場合は、下記に定める内容をすべて満たす必要があります。

ア) 複数の法人等が共同事業体を構成して応募する場合は、その代表者には火葬場の管理運営経費の負担比率が50%を超える法人等の代表者が就任し、業務の遂行に責任を負うこと

イ) 本募集において、同時に他の応募共同事業体の構成団体とならないこと

ウ) 本募集において、単独での応募者は同時に他の応募連合体に属さないこと

エ) 各構成団体のいずれもが上記（1）のア）～キ）の条件を満たしていること

7. 失格事項

指定管理者指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理候補者としての地位を失い

ます。なお、指定管理候補者が失格となった場合は、次点候補者を指定管理候補者とします。

- ア) 「6. 応募資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- イ) 泉南市建設工事等指名停止要綱又は阪南市入札参加停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合
- ウ) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- エ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- カ) 提案の内容が本市の求める水準を満たさないと認められる場合
- キ) 提案収支計画内容が事業計画書等と照らして実現可能性が無い、又は提案された収入または支出の見込みについて著しく妥当性を欠くと認められる場合
- ク) その他不正・不誠実な行為があった場合

8. 施設の管理運営

(1) 管理運営方針

①基本方針

- ・火葬は市民生活にとって必要不可欠なものであり、遺族にとって単に火葬を行う場だけではなく、故人との最後のお別れの場であることから、火葬執行に当たっては葬儀習慣や市民感情を意識した厳粛な対応が求められるため、施設利用者に満足いただけるような接遇、市民サービスを第一とした施設管理運営に配慮すること
- ・民間のノウハウを幅広く活用し、経費の削減を図りながら、施設利用者への満足を得られるような安定的なサービスの提供を行うこと
- ・大規模災害が発生した場合、開場時間の延長等について本市の指示に従うこと
- ・市民の葬儀習慣や市民感情にそぐわないと判断した場合、また管理運営上問題が生じる恐れがあると判断した場合は、本市職員からの是正の指示に従うこと
- ・泉南市及び阪南市ではSDGs（持続可能な開発目標）の推進に取り組んでおり、SDGsを意識した施設の管理運営に取り組むこと

②維持管理方針

- ・指定管理者は、施設利用者が静粛、快適かつ安全に火葬場を利用できるよう、火葬にかかる設備だけでなく、その他の備品、消耗品、建物、付属設備等についても清潔で良好な状態を保ち、管理を行うこと

(2) 管理における基準

①開場日時

- ・休場日は、1月1日とします。
- ・開場時間は、午前9時から午後6時までとしますが、火葬受付時間は、365日24時間とします。但し、これにかかる業務及び火葬炉の運転準備、火葬後の清掃、翌日の運転準備等開場時間外に業務が必要となる可能性があります。

また、拾骨については当日を原則とします。

- ・天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休場日の変更や臨時の休場日を定めることが可能です。

②個人情報の保護及び管理

- ・指定管理者は、泉南市個人情報保護条例（平成19年3月30日条例第3号）並びに阪南市個人情報保護条例（平成12年6月16日条例第27号）に基づき、火葬場を管理運営するにあたって取り扱われる個人情報保護のために必要な措置を講じて下さい。

③情報の公開

- ・指定管理者は、泉南市情報公開条例（平成11年10月4日条例第17号）並びに阪南市情報公開条例（平成12年6月16日条例第26号）の趣旨を踏まえ、施設管理に関する情報の公開に努めてください。
- ・指定管理業務に関わり作成され、本市に提出された文書は、本市が保有する公文書として情報公開請求の対象となります。但し、指定管理業務に関わり作成されたものの、本市が所有していない文書については、本市は、指定管理者に当該文書を提出するように求めることができ、指定管理者はこれに応じてください。
- ・指定管理者は、指定管理業務に関わって作成した文書等を適正に管理することとし、指定期間終了時に市の指示に従って保管文書等を市に引き渡すこととします。

④法令等の遵守

火葬場の管理運営を行うに当たって、次の法令等を遵守してください。

- ・地方自治法及び同施行令
- ・墓地、埋葬等に関する法律
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・電気事業法
- ・消防法
- ・泉南阪南共立火葬場条例
- ・泉南市墓地、埋葬等に関する条例並びに阪南市墓地、埋葬等に関する条例
- ・泉南市個人情報保護条例並びに阪南市個人情報保護条例
- ・泉南市情報公開条例並びに阪南市情報公開条例
- ・泉南市暴力団排除条例並びに阪南市暴力団排除条例
- ・泉南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針
- ・本要項、市と火葬場の指定管理者で締結する協定、これらの規定に基づく市の指示
- ・その他火葬場の管理運営を行うに当たり遵守すべき法令等（労働関係法令や設備関係法令等）

⑤リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応するものとします。(○印が、リスク負担者)

リスクの種類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更(注1)	協議	
不可抗力	自然災害等により、業務を変更、中止、延期する場合(注2)	協議	
運営経費の増大	指定管理者側の要因による運営経費の増大		○
	市の要因による運営経費の増大	○	
	物価や金利の著しい変動など上記以外の要因による運営経費の増減	協議	
施設・設備等の 損傷	1件あたり50万円未満の施設設備等の修繕または購入等(注3)		○
	1件あたり50万円以上の施設設備等の修繕または購入等(注3)	○	
	指定管理者の故意又は過失による修繕		○
損害賠償	施設、附属設備、器具備品等の不備による事故(注4)	協議	
	維持管理上の瑕疵による事故		○
	施設の維持管理、運営において指定管理者の要因で第三者に損害を与えた場合		○
	施設の維持管理、運営において市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
運営リスク	施設、附属設備、器具備品等の不備又は火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	維持管理上の瑕疵による臨時休場等に伴う運営リスク		○
	指定管理者の要因による個人情報の漏洩や犯罪の発生等		○

期間満了に伴う費用	指定期間が満了したとき（協定に基づく指定の取消し、指定管理者が業務の廃止を行った場合を含む）に発生する撤収費用及び原状回復費用		○
	業務の引継ぎに係る費用		○

(注1) 変更内容の程度により対応が異なることが予想されるため、その都度協議することとします。

(注2) 自然災害等不可抗力への対応

- ・建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じます。
- ・復旧可能な場合、その復旧に要する経費は指定管理者と協議します。
- ・市は指定管理者に対する休業補償は行いません。
- ・指定管理者の通常行われるべき注意義務を怠った場合に発生した損害に関しては、指定管理者の負担とします。

(注3) 施設設備等の損傷

- ・「施設設備等」とは火葬炉設備を除く、施設及び設備を指します。
- ・火葬炉設備の維持管理業務（経常修繕業務、大規模修繕業務を含む）については、別に火葬炉設置業者と委託契約を締結しています。
- ・施設運営にかかわる必要な消耗品は指定管理者において適宜補充・交換を行うこととします。

(注4) 維持管理上の瑕疵による事故への対応

- ・基本的にはその事由を発生したものが責任を負うこととします。ただし、市が特別な事情があると認めたときは、免責することができるものとします。また、指定管理者の責めに帰すべき事由で、市が賠償した場合、市が指定管理者に求償ができるものとします。
- ・維持管理上の瑕疵による事故や事業実施中の事故等、指定管理者の責任において生じた賠償責任については、指定管理者の責任において賠償・補償を行うこととなるため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入し、当該保険により対応するものとします。

⑥備品、物品等

- ・指定管理者に貸与する備付けの備品物品等は、適正な管理を行ってください。
- ・施設機能として必要な備品について、指定管理料により指定管理者が備品等を購入した場合（経年劣化等による更新を含む。）は、市に帰属するものとします。
- ・指定管理者が購入及び更新する場合には、あらかじめ市と協議を行うものとします。
- ・指定管理者は、任意により備品等を調達、購入し業務に供することができるものとします。
- ・指定管理者が任意調達した備品の指定管理終了時の取扱いは、当該備品については、指定管理期間終了時に、指定管理者が自己の費用及び責任により撤去することとします。

ただし、市が承認した場合は、この限りではありません。

- ・指定管理者は、本施設内のバリアフリー化を心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示等に配慮することとします。

9. 指定管理料

指定管理料は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する年度協定書において定めます。指定管理料の額は、収支計画を基本とし、原則として指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、増額は認められないものとします。また、指定管理料の見積に当たっては、現行の消費税率を基に算定してください。ただし、各年度協定書に定める指定管理料の額の決定時に、当該年度に適用すべき税率を基に再度算定し、協議の対象額とします。

(1) 使用料及び事務手数料等の徴収事務等

火葬場は地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用していません。施設使用等にかかる使用料等は市の収入になります。使用料等の徴収事務に関しては、地方自治法施行令第 158 条第 1 項に基づき、これを指定管理者に委託します。

ただし、愛玩動物の運搬については、1 件当たり 3,500 円（税込）の範囲内において利用料を定めることができます。

また、愛玩動物の個別火葬については、1 件当たり使用料 2,500 円に加え、総重量 5 k g 以上は 17,500 円（税込）、5 k g 未満は 14,500 円（税込）の範囲内において利用料を定めることができます。

各利用料については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定め、徴収した利用料については指定管理者の収入となります。

(2) 指定管理料の精算

指定管理料の精算は原則として行いません。指定管理者の運営に起因する不足額が生じても原則として補填は行いません。

なお、管理に必要な経費については、提案された収支計画を基本とし、毎年度、泉南市の予算の範囲内で年度協定締結時に金額を決定の上、指定管理料を支払うこととなります。

(3) 提案額の上限額

市が支払う費用（指定管理料）については、333,770 千円（指定期間合計・税込）を上限とします。

なお、市が指定管理者に対して支払うこととなる総額については基本協定書で、単年度ごとの管理経費の総額については、年度協定書で明示することとします。（基本協定書で定めた指定期間中の管理経費の総額については、原則として増額されることはありません。事業計画及び収支計画立案の際には注意してください）

指定管理費については、年度協定書に基づき毎月支払うこととします。

10. 選定のスケジュール

1 募集の周知及び募集要項の配布	令和5年 8月9日(水)～ 令和5年 9月 8日(金)
2 参加表明の受付	令和5年 8月 9日(水)～ 令和5年 8月24日(木)
3 質問の受付	令和5年 8月17日(木)～ 令和5年 8月30日(水)
4 質問の回答	令和5年 9月 8日(金)
5 申請書類の受付	令和5年 9月11日(月)～ 令和5年 9月22日(金)
6 選定結果の通知及び指定管理者の候補者の公表	令和5年10月 中旬
7 指定管理者の指定	令和5年12月 下旬
8 協定締結	令和6年 1月 上旬

11. 提出を要する書類

以下の書類に記載された個人情報、泉南市暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。

(1) 指定に係る書類

	提出書類	注意事項	様式番号
1	指定管理者指定申請書	指定の様式に必要事項を記入して下さい。	様式第1号

(2) 申請団体に係る書類

	提出書類	注意事項	様式番号
1	指定申請に関する誓約書	印鑑は7「印鑑証明書」と対応するもの グループ申請の場合は構成員全て連名の上、宣誓して下さい。	様式第2号
2	法人等団体の概要	指定の様式に必要事項を記入して下さい。	様式第3号
3	協定書兼委任状	グループ申請の場合のみ、こちらの様式を提出して下さい。	様式第4号
4	役員の名簿及び履歴書	最新のもの	任意様式(※1)
5	定款・寄付行為・規約 その他これに代わる書類	最新のもの 法人以外の団体で未作成の場合は、これらに類するものを提出して下さい。	任意様式

6	登記事項全部証明書	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの 法人以外の団体にあつては、これに該当するものを提出して下さい。	発行官公署様式
7	印鑑証明書	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの 法人以外の団体にあつては、代表者の印鑑証明書の提出して下さい。	発行官公署様式
8	法人税、消費税及び地方消費税、の納税証明書	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの 未納のない証明 未納のない証明が出ない場合は、直近3か年分の納税証明を提出してください。 法人事業税、法人市民税は本社所在地の証明。 法人以外の団体にあつては、これに該当するものを提出してください。	発行官公署様式
9	事業報告書	指定管理者の指定を受けようとするものの従業員の数、資本の額、その他経営の規模及び状況等がわかる以下のもの ①過去3年間の事業報告書 ②過去3年間の貸借対照表、損益計算書（法人以外の団体にあつては、申請書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2年間の収支決算書） ③過去3年間の法人税申告書 ④参考として、ローカルベンチマークの財務分析結果シート及び非財務ヒアリングシートを可能な限り提出してください。	任意様式 ※2
10	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項に規定する報告書の写し	雇用する労働者の数が常時、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条で定める数以上である事業主である場合は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第5項に規定する報告書の写し	※3

※1 役員の名簿及び履歴書には、性別、氏名のふりがな、住所、生年月日を記載すること。

※2 ローカルベンチマークについて、共同企業体の場合は代表者分とする。

※3 該当しない場合など、報告書の提出が出来ない時は、その理由を別途任意の様式にて提出すること。

(3) 事業実績に係る書類

	提出書類	注意事項	様式番号
1	同種施設の管理運営実績	同種施設の管理運営実績、施設の管理運用に資する能力・ノウハウ等について記載してください。	様式第5号

(4) 事業計画に係る書類

	提出書類	注意事項	様式番号
1	施設運営の基本方針	運営方針等、事業運営についての基本的な考え方等を記載してください。	様式第6号
2	職員配置及び人材の確保・育成計画	職員の配置及び人材確保の考え方、人員育成等について記載してください。	様式第7号
3	サービスの向上に関する計画	サービス向上に向けての考え方や取り組みを記載してください。	様式第8号
4	施設管理の実施計画	施設の保守、会計管理の方策、個人情報等に関する考え方及び取り組み、苦情対応について記載してください。	様式第9号
5	安全管理の実施計画	防災のための訓練や教育、災害・事故等に対する対策や体制について記載してください。	様式第10号
6	施設の平等利用に関する計画	施設の平等利用を確保するための考え方等を記載してください。	様式第11号
7	地域貢献に関する計画	地元雇用や地元経済への対応について記載してください。	様式第12号
8	自由提案	利用者視点に立った利便性の向上を目指した取り組みについて記載してください。	様式第13号
9	収支計画書	指定期間（令和6年度から令和10年度まで）の収支計画について記載してください。	様式第14号

1.2. 書類の提出方法

(1) 受付方法

事前に電話連絡の上、泉南市役所別館 2 階 環境整備課まで上記の書類を正本 1 部、副本 10 部（副本は複写可）の計 11 部を持参してください。

副本については、企業名（関連企業名を含む。）をマスキングしてください。

（郵送、FAX、電子メール等による受付は行いません。）

指定管理者指定申請するには、参加表明申込書（様式第0号）の提出が必要です。遅れずに提出願います。

(2) 受付期間

令和5年 9月11日(月)～令和5年 9月22日(金)

(但し、祝日を除きます。)

(3) 受付時間

午前9時から午後5時30分まで

(4) 申請書類

11. 提出を要する書類のとおり

(5) その他留意事項等

・提出書類作成上の留意点

提出書類は、パンフレット等を除き原則として全てA4版で作成の上、縦型ファイルに左綴じで提出してください。

・著作権の帰属等

応募書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

・提出書類の情報公開

指定管理者に関する情報について、市に対して公開請求があった場合には透明性確保の観点から提出された書類について公開する場合があります。

・費用の負担

応募等必要な経費は、応募法人等の負担とします。

・資料の取扱い

市が提示する資料は、公表されているものを除き応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

13. 参加表明の受付

説明会を行う予定がありませんので、指定管理者募集への応募を検討されている法人(団体)は、参加表明申込書(様式0)を持参により提出してください。

(1) 受付期間

令和5年 8月9日(水)～令和5年8月24日(木)

(但し、土日祝日を除きます。)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時30分まで

(3) 提出場所

泉南市役所別館2階 環境整備課

(4) 注意事項

参加表明受付時に、その他資料を配布する予定です。

14. 質問の受付と回答等

(1) 質問の受付

申請に関する質問がある場合は、質問票にて令和5年8月17日（木）より受付を開始し、令和5年8月30日（木）までに電子メールにより環境整備課

(kankyoun@city.sennan.lg.jp) へ質問してください。質問票を送付した際には、電話にてその旨連絡してください。なお、来訪及び電話による質問は受け付けません。

(2) 質問の回答

質問者及び事前参加希望申込書を提出された団体に電子メールで回答します。ただし、自由提案等に関する質問は、質問者のみに回答します。

令和5年9月8日（金）回答予定。

15. 選定の方法と結果の公表

(1) 選定の方法

- ・泉南市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条に基づき候補者又は候補となる団体を選定します。
- ・申請内容について、ヒアリング及びプレゼンテーションの機会を設ける予定であり、場所、時間等詳細については書面にて通知します。なお、プレゼンテーションは、提出された書類の内容を超えた説明とならないようにしてください。
- ・指定管理者の候補者の選定は、泉南阪南共立火葬場指定候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。
- ・指定管理者の候補者（又は候補となる団体）及び次点候補者は、最低基準点以上の得点を得た者の中から選定します。ただし、最低基準点とは、提案額に対する配点を除いた配点（80点×委員数）の60%とします。なお、応募者が一団体の場合であっても審査を行い、募集要項、仕様書及び最低基準点等を満たす場合は指定管理者の候補者として選定します。

(2) 結果の公表

指定管理者の候補者の選定結果は、申請団体へ通知するほか、市ホームページで公表します。（令和5年10月中旬を予定しています。）

16. 指定の手続き

- ・候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合、その他候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、市は、次点候補者と協議を行います。
- ・候補者は、市との協議が整った後、議会の議決を経て、指定管理者として正式に指定されます。

- ・指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なく協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実にないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合、その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、市は指定を取り消すことがあります。

17. 協定の締結

指定管理者と市は、協議のうえ、次の事項について協定を締結するものとします。
また協定には、全指定期間をとおして効力を有する「基本協定書」と、単年度ごとに締結する「年度協定書」があります。

(1) 基本協定書

- ア) 指定期間に関する事項
- イ) 使用の許可等に関する事項
- ウ) 使用料に関する事項
- エ) 管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- オ) 市が払うべき管理費用に関する事項
- カ) 施設の補修等に関する事項
- キ) 事業者として従業員の公正採用への対応に関する事項、人権啓発に関する研修の実施等に関する事項（個人情報の保護など人権への配慮に関する事項等を含む。）及び障害者法定雇用率の達成への取組みに関する事項
- ク) 情報公開に関する事項
- ケ) 指定管理者が負担する費用及び危険の範囲
- コ) 施設の利用者等の苦情解決の措置の概要
- サ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- シ) 次期指定管理者への引継ぎに関する事項
- ス) 災害・事故等緊急時の対応に関する事項
- セ) 事故等にかかる損害賠償請求に関する事項
- ソ) 暴力団排除に関する事項
- タ) 事業計画書に関する事項
- チ) 事業報告書に関する事項
- ツ) その他市長が必要と認める事項

(2) 年度協定書

- ア) 当該年度の業務予定
- イ) 当該年度の指定管理料
- ウ) 指定管理料の支払方法
- エ) 当該年度の休場日

18. 指定の取り消し等

市は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。また、指定を取り消された指定管理者は、必要に応じて、市の損害について賠償するものとします。

- ア) 指定管理者が、条例、規則、協定書及び関係法令に違反したとき
- イ) 指定管理者が、会葬者や葬儀業者等から、金品を受領したとき
- ウ) 指定管理者が正当な理由なく事業を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと市が判断したとき
- エ) 指定管理者が事業の履行にあたり市の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき
- オ) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断される時
- カ) 当該施設を公の施設として廃止するとき
- キ) その他市が、当該指定管理者が管理を継続することが適当でない認めるとき

19. 次期指定管理者への業務の引継ぎ

- ・指定管理者は、次期指定管理者が円満かつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施してください。
- ・次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力を行ってください。
- ・次期指定管理者への引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者の負担とします。

20. 損害賠償保険への加入

施設の管理上の瑕疵に起因する事故や事業実施中の事故等、指定管理者の責任において生じた損害賠償責任については、指定管理者の責任において賠償・補償を行うこととなるため、必要な保険に加入し、当該保険により対応することとします。

21. 審査基準

審査項目（大項目）	審査項目（小項目）	審査内容	配点
1. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること	将来にわたる安定した運営基盤を有すること	①財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか。	5
		②安定的に管理体制を維持できる組織及び執行体制となっているか。	
	管理運営の実績等及び能力があること	①類似施設の管理運営の豊富な実績があるか。	5
		②管理運営するための能力・ノウハウがあるか。	
2. 施設の設置目的	施設の設置趣旨を理	①施設の性格、機能及び役割を理解した方針か。	10

を最も効果的に達成すること	解し、明確な運営方針を持っていること	②方針は市民の利用しやすさ等、利用者側の視点を持っているか。 ③利用者への接遇方針は適切なものか。	
	人員の配置が適切であること	①火葬炉の運転を含め、指定管理に必要な知識・経験を有する人材が配置されているか。 ②火葬スケジュールに対する人員配置は適切か。 ③安定的な人材を有しており、又は確保できる具体的な見通しがあるか。 ④業務の理解や倫理に関する研修等、職務に必要な資質の向上のための方策が具体的に示されているか。	10
サービス向上のための提案がされていること	サービス向上のための提案がされていること	①利用者のニーズを運営に反映させるための方策が具体的に示されているか。 ②会葬者の受付や誘導、接遇等会葬者の心情に配慮した、分かりやすく適切な提案となっているか。	5
		施設機能を十分に発揮する方策が取られていること	①施設保守管理のための効果的な方策が取られているか。 ②会計管理のための効果的な方策が取られているか。 ③個人情報保護等に関する考え方と具体的な取り組みが提案されているか。 ④苦情処理のための効果的な方策が取られているか。
安全管理等に関すること	安全管理等に関すること	①消防、防災関連の教育・訓練等について適切に提案されているか。 ②適切な安全管理体制が取られているか。 ③災害・事故等に対する態勢や対策は、緊急時に十分対応できる内容となっているか。 ④公害防止に配慮した提案となっているか。	5
		3. 市民の平等な利用が確保されること	①正当な理由が無く、市民の利用を拒んだり、その利用について差別的な取り扱いをしたりしないか。

4. 地域貢献が積極的に図られること	①地元雇用や地元経済に配慮した提案になっているか。	5
5. 管理経費の縮減が図られること	①経費削減策は具体的で適切に示されているか。(実現性)	5
	②経費の積算は適切になされているか。	
6. 指定管理者としての総合的な評価	①提案全体としてのバランスが取れているか。	5
	②事業提案は運営方針に基づいた一貫性のあるものとなっているか。	
	③事業提案は火葬場としての特性を十分反映しているか。	
7. 自由提案	①基本的な施設の維持管理や運営を超えて、利用者視点に立った利便性の向上が図られているか。	10
	②提案に実現性があるか。	
8. 提案額	以下の計算式で算出する。 (最も低い提案額/提案額) × 20 ※上限額を超える金額で価格提案を行ったものは、失格とする。	20
合 計		100